



# 熊本県公報

第11959号

平成22年11月12日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更…………… (障害者支援総室) 1
- 公有水面埋立の免許…………… (漁港漁場整備課) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住  
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの  
とされた生活保護法の規定による医療機関の指定…………… (社会福祉課) 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住  
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの  
とされた生活保護法の規定による医療機関の変更…………… ( " ) 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住  
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの  
とされた生活保護法の規定による医療機関の再開…………… ( " ) 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住  
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの  
とされた生活保護法の規定による医療機関の廃止…………… ( " ) 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住  
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの  
とされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… ( " ) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 5
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 5
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧 (大道加入区)  
…………… (団体支援総室) 5
- 口頭による開示請求を行うことができる個人情報への告示…………… (県政情報文書課) 6
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 6
- 道路の区域変更…………… ( " ) 6
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (交通・くらし安全課) 7
- 荒尾都市計画道路の変更 (荒尾市決定)…………… (都市計画課) 7
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 8
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( " ) 8
- 平成23年度県立特別支援学校高等部及び幼稚部募集定員…………… (高校教育課) 8
- 平成22年度第3回熊本県男女共同参画審議会の開催  
…………… (熊本県男女共同参画審議会) 10
- 熊本県迷惑行為等防止条例第5条第6項に規定する地域を定  
める規則…………… (警察本部生活環境課) 10
- 平成22年度第4回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の  
開催…………… (熊本県感染症発生動向調査企画委員会) 10

## 告 示

### 熊本県告示第1026号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第46条第1項の規定により次の指定  
障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示す  
る。

平成22年11月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市社協ヘルパーセンター御所浦 居宅介護、重度訪問介護	事業所の所在地	天草市御所浦町御所浦4310番地の5	天草市御所浦町御所浦4375番地の1	平成22年10月4日

熊本県告示第1027号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により次のとおり告示する。

平成22年11月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 免許年月日

平成22年11月2日

2 出願者の住所及び氏名

八代市松江城町1番25号 二見漁港管理者 八代市

3 埋立区域

(1)位置

八代市二見洲口町字明神田1066、1066の1、1065の1、1064の1に隣接介在する公共空地地先公有水面

(2)区域

次の①の地点から⑧の地点までを順次直線で結んだ線及び⑧の地点と①の地点を結ぶ平成21年春分の日における満潮位（DL+3.84メートル）の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 五反田三等三角点（北緯32度24分35.1367秒、東経130度32分44.9024秒）から 11度45分59秒 542.544メートルの地点

②の地点 ①の地点から 201度36分47秒 8.300メートルの地点

③の地点 ②の地点から 111度36分39秒 4.800メートルの地点

④の地点 ③の地点から 201度36分29秒 34.900メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 291度35分59秒 4.800メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 201度36分27秒 6.800メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 291度36分26秒 10.080メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 201度36分26秒 11.006メートルの地点

(3)面積

892.67平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1)位置

八代市二見洲口町字明神田1066、1066の1、1065の1、1064の1に隣接介在する公共空地地先公有水面

(2)区域

次の㉑の地点から㉒の地点までを順次直線で結んだ線及び㉒の地点と㉑の地点を結ぶ平成21年春分の日における満潮位（DL+3.84メートル）の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

㉑の地点 五反田三等三角点（北緯32度24分35.1367秒、東経130度32分44.9024秒）から 9度41分57秒 546.319メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から 201度36分25秒 43.201メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から 291度36分26秒 20.000メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から 201度36分32秒 17.786メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から 111度38分51秒 43.500メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から 21度36分29秒 5.719メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から 53度05分32秒 14.186メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から 111度35分16秒 1.892メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から 21度35分59秒 3.007メートルの地点

(3)面積

2,538.09平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地

**熊本県告示第1028号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。  
平成22年11月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
岩上眼科	菊池郡大津町大津1212番地29	平成22年10月1日
脳神経外科 小林クリニック	球磨郡錦町西3604番地106	平成22年10月1日

（歯科）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
すまいる歯科クリニック	球磨郡錦町一武2826番地3	平成22年9月1日

（調剤）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
ポピー薬局	水俣市浜町1丁目2番30号 浜町ビル1F	平成22年9月1日
よつば調剤薬局菊池店	菊池市藤田字前田41番地1	平成22年9月1日

**熊本県告示第1029号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。  
平成22年11月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
永芳医院	所 在 地		平成22年8月16日
	天草市栄町12番13号	天草市栄町12番31号	

**熊本県告示第1030号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の再開の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてそ

の例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年11月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	再開年月日
あいだ診療所	人吉市下漆田町字後平1538番地4	平成22年9月27日

### 熊本県告示第1031号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年11月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
藤村医院	荒尾市大正町1丁目1番18号	平成22年10月1日
脳神経外科 小林クリニック	球磨郡錦町西3604番地106	平成22年9月30日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
中山歯科医院	上益城郡益城町大字安永字居屋敷722番地4	平成11年1月3日
すまいる歯科クリニック	球磨郡錦町一武2826番地3	平成22年8月31日

(調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
エンゼル薬局瓦屋町店	人吉市瓦屋町1121番地4	平成22年7月11日

### 熊本県告示第1032号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年11月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔あん摩マッサージ指圧師〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
明幸堂	田中 明	荒尾市金山394番地	平成22年9月16日

リハビリマッサー ジ スター治療院	如見 剛	八代市日奈久塩南町24番地1	平成22年9月 16日
リハビリマッサー ジ スター治療院	井本 俊一	八代市日奈久塩南町24番地1	平成22年9月 16日
リハビリマッサー ジ スター治療院	杉山 秀子	八代市日奈久塩南町24番地1	平成22年9月 16日
リハビリマッサー ジ スター治療院	岩崎 敏子	八代市日奈久塩南町24番地1	平成22年9月 16日
リハビリマッサー ジ スター治療院	高野 早苗	八代市日奈久塩南町24番地1	平成22年9月 16日

**熊本県告示第1033号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成22年11月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（短期入所療養介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
医療法人社団宮崎整形外科医院 葦北郡芦北町大字芦北2610番 地の8	医療法人社団宮崎整形外 科医院	平成22年11月1日

**熊本県告示第1034号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成22年11月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防短期入所療養介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
医療法人社団宮崎整形外科医院 葦北郡芦北町大字芦北2610番 地の8	医療法人社団宮崎整形外 科医院	平成22年11月1日

**熊本県告示第1035号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。  
平成22年11月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名称  
大道加入区
- 2 発起人の住所及び氏名  
上天草市龍ヶ岳町大道983番地8 森 富夫  
上天草市龍ヶ岳町大道2570番地 川端 用吉  
上天草市龍ヶ岳町大道1054番地1 浦中 晋治
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合  
大道漁業協同組合
- 4 縦覧期間  
平成22年11月12日から平成22年11月26日まで
- 5 縦覧場所  
大道漁業協同組合

**熊本県告示第1036号**

平成22年6月25日熊本県告示第648号（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。  
平成22年11月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表「家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験」の項の次に次のように加える。

くまもとアート ポリス推進検討 委員会公募委員 選考審査	第1次選考において第2次選考の対象とならなかった者に対しては第1次選考の得点及び順位、第2次選考受験者には順位	選考結果発表の日から1月	建築課
---------------------------------------	---	--------------	-----

**熊本県告示第1037号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成22年11月12日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成22年11月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考	
主要地方道	熊本停車場線	熊本市春日三丁目 1034番2地先から 同市春日一丁目 766番5地先まで	前	38.0 ～ 39.0	40.1	活基総街（起点延伸）	
			後	38.0 ～ 99.3	104.6		
主要地方道	熊本高森線	熊本市春日二丁目 692番1地先から 同所 693番9地先まで	前	40.6 ～ 42.0	60.0	活基総街（歩道設置）	
			後	41.5 ～ 49.7	60.0		
		熊本市春日三丁目 1034番1地先から 同市春日一丁目 767番9地先まで	前	41.4 ～ 46.6	59.5		
			後	41.4 ～ 54.7	59.5		
主要地方道	宇土不知火線	宇土市網津町字桜田 2104番2地先から 同市網津町字南谷 2867番地先まで	前	3.5 ～ 8.0	160.0	単道改（バイパス発生）	
			後	宇土市網津町字桜田 2104番2地先から 同市網津町字南谷 2867番地先まで	3.5 ～ 8.0		160.0
				宇土市網津町字桜田 2133番2地先から 同市網津町字東谷 2246番2地先まで	13.5 ～ 37.0		369.0

2 区域を変更する期日 平成22年11月12日

**熊本県告示第1038号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路

の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年11月12日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考	
一般県道	清和砥用線	下益城郡美里町洞岳字飯田谷 4376番1地先から 同所 4374番1地先まで	前	9.7 ～ 19.8	76.5	活力基盤防災 (法面保護)	
			後	9.7 ～ 32.0			
		下益城郡美里町清水字所野尾 379番地先から 同町清水字堀下 469番1地先まで	前	5.0 ～ 8.5	110.0		単道改 (改築に伴う 拡幅)
			後	6.8 ～ 11.2			
一般県道	三本松甲佐線	下益城郡美里町甲佐平字山下 3206番1地先から 同所 3202番地先まで	前	4.0 ～ 5.2	78.4	単防災 (法面保護)	
			後	12.6 ～ 27.4			

2 区域を変更する期日 平成22年11月12日

熊本県告示第1039号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成22年11月5日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成22年11月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	種 名	指 定 理 由
有害指定 映画	極選マダム 前も後ろもナマで！（新日本） 不倫旅行 恥悦ぬき昇天（オーピー） 父の恋人 乳房の甘い匂い（オーピー） 派遣の性癖 美白びんかん巨乳（オーピー） 新・監禁逃亡 美姉妹服従の掟（新東宝） 若義母 むしゃぶり喰う（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

熊本県公告第619号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年11月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 都市計画の種類

荒尾都市計画道路 3・4・18号 中央野原線

- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県公告第620号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成22年11月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字小池ノ上2395番1  
431.51平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市清水新地二丁目6番30号  
石川 保夫  
合志市豊岡2395番地3  
西川 樹里

**熊本県公告第621号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成22年11月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字田原字前田251番1、同251番4、同252番3及び同250番2  
424.63平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市鶴羽田4丁目2番32号  
太田 悟

**登載依頼**

**熊本県教育委員会告示第6号**

熊本県立特別支援学校学則（昭和41年熊本県教育委員会規則第9号）第4条第2項の規定により、平成23年度の県立特別支援学校高等部等の募集定員を次のように定める。  
平成22年11月12日

熊本県教育委員会委員長 古庄文子

平成23年度公立特別支援学校高等部及び幼稚部募集定員

1 高等部

当該学校が主として行う教育	学校名	本科・専攻科	学科	募集定員
視覚障がい者に対する教育	盲学校	本科	普通科一般	8
			普通科重複	1
		専攻科	保健理療科	8
			理療科	10
聴覚障がい者に対する教育	熊本聾学校	本科	保健理療科	10
			普通科一般	8
			普通科重複	3
		専攻科	産業工芸科	8
			理容科	8
			工芸科	8
			理容科	8



知的障がい者 に対する教育	ひのくに 高等養護学校	本科	園 芸 科	32 くくり募集
			工 芸 科	
			クレーンク <sup>レ</sup> 科	
			窯 業 科	
	熊本養護学校	本科	普通科一般・本校	20
			普通科一般・東町分教室	20
			普通科重複・本校	3
			普通科重複・江津湖分教室	3
			普通科訪問	1
	松橋西養護学校	本科	普通科一般・本校	20
			普通科一般・上益城分教室	10
			普通科重複	2
	荒尾養護学校	本科	普通科一般	24
			普通科重複	4
	大津養護学校	本科	普通科一般	20
			普通科重複	3
菊池養護学校	本科	普通科一般	20	
		普通科重複	4	
小国養護学校	本科	普通科一般	10	
		普通科重複	3	
球磨養護学校	本科	普通科一般	10	
		普通科重複	3	
		普通科訪問	3	
天草養護学校	本科	普通科一般	20	
		普通科重複	1	
松橋養護学校	本科	園 芸 科	16 くくり募集	
		工 芸 科		
芦北養護学校	本科	普通科一般・佐敷分教室	10	
		八代市立八代養護学校	本科	普通科一般 8 普通科重複 3
肢体不自由者 に対する教育	松橋養護学校	本科	普通科一般	8
			普通科重複	9
			普通科訪問	2
	芦北養護学校	本科	普通科重複	3
			普通科訪問	2
	苓北養護学校	本科	普通科重複	3
普通科訪問			2	
病弱者 に対する教育	黒石原養護学校	本科	普通科一般	16
			普通科重複	3
			普通科訪問	3

※ くくり募集とは、学科ごとではなく、いくつかの学科をまとめて募集すること。

※ 主として肢体不自由者に対する教育を行う特別支援学校以外の、重複学級及び訪問教育は、既存の定員（3人）の空き数を踏まえて、募集定員を定めている。

※ 八代市立八代養護学校については、八代市教育委員会が定めた。

## 2 幼稚部

学校名	当該学校が 主として行う教育	年齢	募集 定員
盲学校	視覚障がい者に対する教育	3～5歳児	若干名
		重複学級	若干名
熊本聾学校	聴覚障がい者に対する教育	3歳児	6
		4歳児	若干名
		5歳児	若干名
松橋東養護学校	肢体不自由者 に対する教育	3歳児	6
		4歳児	6
		5歳児	若干名

**熊本県男女共同参画審議会公告第28号**

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。  
平成22年11月12日

熊本県男女共同参画審議会会長

- 1 開催日時  
平成22年11月22日（月）  
午後1時30分から午後4時00分まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 議事  
第3次熊本県男女共同参画計画の計画素案について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付の上事務局長の指示に従い、会議の会場に入ることができます。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県男女共同参画審議会事務局（熊本県総務部男女参画・協働推進課）  
（電話 096-333-2287）

**熊本県公安委員会規則第10号**

熊本県迷惑行為等防止条例第5条第6項に規定する地域を定める規則を次のように定める。  
平成22年11月12日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏夫

熊本県迷惑行為等防止条例第5条第6項に規定する地域を定める規則  
熊本県迷惑行為等防止条例（昭和39年熊本県条例第58号）第5条第6項に規定する  
熊本県公安委員会規則で定める地域は、次の表のとおりとする。

名称	地域
熊本市	熊本市の区域のうち、主要地方道熊本玉名線と市道城東町上林町第1号線の交わる部分を起点とし、順次同市道、主要地方道熊本高森線、市道花畑町慶徳堀町第1号線、市道紺屋今町第5号線、一般国道3号線及び主要地方道熊本玉名線を経て起点に至る道路（以下「道路」という。）の区域並びに道路で囲まれた区域

附 則  
この規則は、平成22年12月20日から施行する。

**熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第1号**

平成22年度第4回熊本県感染症発生動向調査企画委員会を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。  
平成22年11月12日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会  
委員長 古瀬 昭夫

- 1 開催日時  
平成22年11月17日（水）  
午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館2階 多目的AV会議室
- 3 議題  
平成22年10月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の

委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

(3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）

（電話096-333-2240）